

(別紙様式1)

## 令和8年度西表石垣国立公園海域公園地区モニタリング調査業務請負条件

令和8年度西表石垣国立公園海域公園地区モニタリング調査業務については、調査手法の十分な実施経験やサンゴ礁生態系の生物の正確な分類が必要であるため、沖縄県内のサンゴ礁生態系に精通し、高い専門性が求められる。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

### 記

#### (1) 提出書類（別添様式）

本業務に従事するものが、過去5年以内に3件以上の沖縄県周辺海域における造礁サンゴ類のモニタリング調査の実績を有していることが確認できる書類（契約書の写し、業務内容がわかるもの及び従事予定者が当該業務に関わったことがわかるもの）

#### (2) 提出期限等

##### ① 提出期限

入札説明書7. (1) のとおり

##### ② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

入札説明書4. に同じ

##### ③ 提出部数

2部

##### ④ 提出方法

入札説明書7. のとおり

##### ⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の9時から16時まで（12時～13時は除く）とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「令和8年度西表石垣国立公園海域公園地区モニタリング調査業務請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。

ウ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

カ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する

法律（平成１１年法律第４２号）に基づき開示請求があつた場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（３）審査結果の回答

入札説明書７．（４）のとおり

(別添様式)

令和      年      月      日

分任支出負担行為担当官

九州環境局沖縄奄美自然環境事務所長    殿

所    在    地

商号又は名称

代表者氏名

令和 8 年度西表石垣国立公園海域公園地区モニタリング調査業務  
請負条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

本業務に従事するものが、過去 5 年以内に 3 件以上の沖縄県周辺海域における造礁サンゴ類のモニタリング調査の実績を有していることが確認できる書類（契約書の写し、業務内容がわかるもの及び従事予定者が当該業務に関わったことがわかるもの）

(担当者等連絡先)

部 署 名    :

責任者名 :

担当者名 :

T    E    L:

E-m a i l: